

近江尼子氏と多賀社本願不動院

—天文二十四年銘梵鐘の研究(一)—

西 島 太 郎

A study of the bell built in 1555 at the Taga Shrine in Omi Province Part 1

NISHIJIMA Taro

はじめに

近江国の多賀社(多賀大社)本願不動院については、菊池武、大高康正、工藤克洋、祐川恵理各氏の研究により、その时期的変遷や多賀社内における位置が明らかにされつつある。^①とくに祐川氏の研究は、本願不動院の成立を、六角氏が、「非正規組織であった」^②「同宿輩」を正規的多賀社組織として昇格させ、不動院を中心とする「本願」を設置し、「自国の宗教者として保障」^③することで「六角氏の直属の情報・交渉機関」としたことに求められることを明らかにした。それは、多賀社の「同宿輩」として出入りしていた近江甲賀の飯道寺の祐盛が、熊野本願をも兼ね、兄弟弟

子の可能性の高い祐尊が、本山派再建を画策する聖護院門跡の支援を取りつけ多賀社本願を配下に置く動きが、天文十年(一五四一)前後にあったとする。聖護院門跡道増は、甥の將軍足利義輝の下知により廻国活動を行い、配下の山伏を使い將軍と地方諸大名を繋ぎ、朝廷とも関係を持った。將軍義輝の全国統治と聖護院門跡道増による本山派再建の連携を説く黒嶋敏氏の研究を^④発展させ、多賀社本願の活動を、守護六角氏と修験内の動き、さらに幕府・朝廷をも視野に入れて説明した点は画期的である。そのため、多賀社本願の組織や活動は、天皇・將軍・聖護院門跡・六角氏といった上位権力者たちとの関係を視野に入れて検討しなければならぬ。

一九八五年に滋賀県指定有形文化財に指定された多賀大社の梵

鐘一口は、総高二〇九・二、口径一二七・五センチメートル、重量約二トンの鑄銅製で、池の間の一区から四区にかけての陰刻銘から、天文二十四年（弘治元・一五五五）九月に多賀大社の梵鐘（梵鐘）として不動院祐尊らにより鑄造された。指定の際の説明は「百二十二名の寄進者名が刻されていることは特筆すべきであろう」とする^④。一、二名とされる奉加者は、多賀社のある近江国を中心に、北は能登国、東は武蔵国、西は出雲国にまで広がる。奉加者には、まだ元服前の浅井長政の名や、河内の有力者安見宗房や丹下盛知等がいて、一族の女性の名も多くあり、天文二十四年段階の地方有力者の人名・通称・官途・女性を含めた一族について明らかにできる稀有な史料である。

この梵鐘は、奉加者筆頭の「佐々木宮内少輔源賢誉」と次行の「尼子沙弥宗心」を六角義賢や尼子晴久と理解して「守護級の家の一族」による奉加とされた後は、具体的な検討がなされていない。本稿では、まず梵鐘銘文を改めて実見して刻文の確定を行う。そして筆頭に記される「佐々木宮内少輔源賢誉」と「尼子沙弥宗心」が、近江の尼子氏であることを明らかにし、なぜ筆頭に記されるのかについて検討を行う。その上で、梵鐘が鑄造された天文二十四年段階の本願不動院について検討する。梵鐘に記された他の奉加者については別稿で検討を行う。

第一章 天文二十四年九月吉日付

梵鐘銘の研究史

第一節 梵鐘銘の翻刻

銘文の翻刻は、年代順に以下のものがある。^⑤①『多賀神社史』（一九三三年）。②坪井良平『日本古鐘銘集成』（一九七二年）。③『湖東地方の文化財（滋賀県）』（一九七五年）。④『多賀大社叢書』文書篇、改訂版（一九八三年）。⑤『多賀信仰』（一九八六年）。⑥『昭和六十年年度滋賀県文化財調査年報』（一九八七年）。⑦『お多賀さまへは月まいり』（一九九四年）。⑧『新修彦根市史』第五卷史料編（二〇〇一年）。

文字の異同から、①に基づき④⑤が、②に基づき③が、⑥に基づき⑦⑧が作成されていることがわかる。各活字は②を除き、梵鐘実物の文字を確認して翻刻されたものかは不明である。ただ②では「武州遠山甲□守□□」^②と読んでいるのを、⑥では「武州遠」^⑥、「□」^⑥と読みの精度が後退し、①④⑥まで「吉田筑後守」としていたものが、⑦で「吉田築後守」とし、⑧にも引き継がれ「吉田築後守」としているのは、孫引きによる誤読である。

そのため本稿では、①②⑥を参考としつつも、梵鐘を改めて調査し、現地で確認を行った上で文字の確定を行った。^⑥以下にその銘文を記す。

【史料1】多賀大社梵鐘銘

(第一区)

大日本国近江州多賀大社梵鐘

天文廿四年九月廿日奉鑄之畢

本願上人祐尊謹誌

(第二区)

佐々木宮内少輔源賢譽

尼子沙弥宗心

多賀豊後守

多賀与九郎左衛門

高宮右京亮豊宗

高宮権九郎

同千代光女

同大一坊女

高宮新右衛門尉

馬場若狭守

尾州岩倉野村

片岡善右衛門尉

浅井猿夜叉のち長政

浅井周勝

今村右近佐

今村甚二郎

横関妙祐

横関彦助

藤田三兵衛尉

藤沢猿女

梅戸加賀守

神戸下総守

後藤兵部少輔

羽津宗持

萱生宗明

萱生見清女

海老名三川守

雲林院兵部少輔

雲林院宗二郎

同阿茶女

同茶智女

奥平監物(定勝)

太田監物

同安久里女

山路玄蕃助

同橋松女

神戸於劫女

同住茶々女

峯北村茶智女

同一笹千女

野々村德聚軒

桑原兵部丞

兼貞七郎左衛門尉

刃輪清左衛門尉

高信千代女

小岐須子々女

来乘大徳

雲州分

浅井左衛門大夫

河瀬嶺夜叉

河瀬口松女

狩野弥一

井口越前守(経元)

(第三区)

多賀与一

浅見紀伊守

安見美作守宗房

野尻孫五郎

丹下備中守(盛徳)

平三郎左衛門尉

富春軒

走井備前守(盛秀)

大谷東阿

松田左衛門尉真宗九

中路修理進(慶通)

今村紀伊守(長頼)

今村源四郎(長頼)

石原孫二郎

秋山龍雲軒

松浦周防守盛

菅沼織部(定行)

同三郎左衛門尉

能州七尾村井左京進

真如坊定朝

(第三区)

小聖宮内卿祐賢

同 小貳玄善豪

同 兵部卿祐重

同 善行

同 玄範

同 常陸玄甲

同 上総玄重

同 筑後青原

同 上野乘音

同 播摩車順(盛)

同 式部卿玄長

同 土佐玄龍

同 長順

同 讚岐定俊

同 備後祐玉

同 武蔵宗俊

三沢左京亮(為徳)

吉田筑守(徳)

陰岐守(徳)

大東尾張守(馬田廣信)

妙林

永正

長言

福乘

行春

覚禪

成圓

目賀田次郎左衛門尉	同	出雲
堀遠江守秀治	同	越中□□
百々越前守□倍 <small>(日カ)</small>	同	仙朝
武州遠山甲斐守 <small>(彌次)</small>	同	若狭
同母松楠女	同	丹後真□
祐方	同	越前行徳
	同	越後長賢
	同	水玉
	同	和泉慶高

(第四区)

小倉又次郎
三州水野藤九郎(信正)
同所□□

第二節 銘文の研究史

銘文の検討は、年代順に以下のものがある。⑨熊谷幸次郎「多賀大社のつり鐘と銘文」(一九七〇年)。⑩木村光伸「梵鐘奉納と武将たち」(一九八六年)。⑪『多賀信仰とその周辺』(一九九〇年)。⑫『多賀の文化財 考古・美術工芸品』(一九九一年)。⑬『お多賀さまへは月まいり』(一九九四年)。⑭仁木宏「戦国時代の多賀社を信仰した人々」(二〇〇七年)。⑮工藤克洋「聖・山伏がうみだした戦国期の本願」(二〇一〇年)。

以上の七編のうち、⑨熊谷論考が奉加者には「佐々木・尼子氏

の如き守護級の家の一族もみえる」とする。奉加者冒頭の二人「佐々木宮内少輔源賢誉」「尼子沙弥宗心」を指すとみられる。続く⑩木村論考で、奉納者冒頭の「佐々木宮内少輔源賢誉」を「近江守護職佐々木六角義賢(入道して承禎)のこと」とし、次の「尼子沙弥宗心」は「犬上郡尼子郷の土豪で、佐々木一族の流れ。年代から推察するに永正十二年(一五一五)生れの尼子晴久のことか」とする。尼子晴久だとすると、梵鐘鑄造の三年前に出雲・隠岐・因幡・伯耆・備前・美作・備後・備中の八か国守護に補任された人物となる。⑪文献では、「近江守護職の佐々木六角承禎を指す「佐々木宮内少輔源賢誉」とし、⑫⑬文献も同様である。つまり⑨から⑪までの文献は、⑨熊谷論考の「守護級の家の一族」をさらに具体化させた⑩木村論考で「佐々木宮内少輔源賢誉」を六角義賢とした比定の継承に過ぎない。しかし義賢であることの根拠は示していない。

⑭仁木論考は、人物比定に慎重で、「佐々木宮内少輔源賢誉」「尼子沙弥宗心」には触れない。「一地方神社」に過ぎない多賀社が、戦国時代に「全国的な勧進活動に経済的な基盤を移している」事例として扱い、「勧進聖たちの活動圏の広がり」を指摘する。⑮工藤論考は、多賀社本願不動院の組織や経済活動を明らかにしたもので、梵鐘銘についても検討を加え、(一)勧進は個別領主単位で行われ、(二)河内守護被官の安見宗房、和泉守護代松浦盛、山城土豪今村慶満の名があるので、「不動院が当時威勢をきわめた新興の武士を勧進のターゲットとしている」とし、

(三)「下剋上で成り上がった武士が檀那として掌握されていない状況があり、そこを取り込んでいった」のではないかと指摘する。ただ人名の確定には史料の根拠を示さず、一部の分析にとどまり、奉加者全体から導かれた見解ではない点に問題が残る。

以上、従来の研究では、⑭仁木・⑮工藤論考を除き、奉加者冒頭の「佐々木宮内少輔源賢誉」を近江守護の六角義賢とし、二人目の「尼子沙弥宗心」を出雲など八か国守護の尼子晴久ではないかとする。この二人は、奉加者筆頭と次位に記載されており、梵鐘鑄造で中核となる奉加者と考えられる。そのため丁寧な検討が必要となる。

第二章 筆頭奉加者の近江尼子氏

第一節 「佐々木宮内少輔源賢誉」

銘文の配列は、池の間各区に横に三列あるが、第三区二列目や第四区が一行のみである点から、人名を順次縦に記すのではなく、左行へ続け、一杯になると下段右へと続くことがわかる⁸⁾。まづ冒頭の「佐々木宮内少輔源賢誉」を検討する。天文二十四年時、六角義賢の官途は「左京大夫」であり、「宮内少輔」ではない。また義賢が「賢誉」と名乗ったことも史料や系譜類からは確認できない⁹⁾。そのため六角義賢ではない。では、この人物は誰か。次の六角義賢書状から尼子氏であることがわかる。

【史料2】六角義賢書状写¹⁰⁾

度々註進祝着候、敵山中江可出之由候間、久徳口^(犬上)へ御越尤可然候、此表儀無差事候条、其方儀能可被聞居候、猶庵頭可申候、恐々謹言、

八月二日

義賢^(六角)(花押影)

尼子宮内少輔殿

進之候

【史料3】六角義賢書状¹¹⁾

長々在陣、尤御辛勞之至候、殊毎事御馳走之旨、対興禪寺芳札得其意候、祝着候、猶三塚隼人^(高徳)可申候、恐々謹言、

七月十日

義賢^(六角)(花押)

尼子宮内少輔殿

進之候

史料2・3共に年代を推定すると、差出が「義賢」で発給される文書は、父六角定頼が死去した天文二十一年(一五五二)正月以降で、「承禎」を名乗る以前の弘治三年(一五五七)の間に絞られる¹²⁾。尼子氏は佐々木氏の庶流であり、源姓でもある。そのため天文二十四年の梵鐘銘の「佐々木宮内少輔源賢誉」は「尼子宮内少輔」のことと考えられる。そして「尼子宮内少輔」の実名は「賢誉」ということになる。

文書の内容をみると、史料2では、六角義賢が尼子賢誉に対し、尼子からの度々の注進を謝し、敵方が山中に出没するというので、尼子氏が犬上郡久徳口へ出向いたのは適切である、と伝えている。犬上郡久徳(多賀町)は、多賀社のある多賀のすぐ北の芹川の右岸にある。久徳北方の霊仙山から迫りくる京極方軍勢へ



図1 尼子氏関係図

(『滋賀県の地名』平凡社、1991年特別付録、「滋賀県全図」明治17年(1884)製作、二十万分一図の部分縮小)

の対処を尼子氏が担い、賢誉が義賢へその状況を逐一報告していることが明らかとなる。史料3では、賢誉が「長々」と「在陣」していることに対し、義賢がその「辛勞」をねぎらっている。先の久徳口への出兵と同時期か、時期は特定できないが六角氏が伊勢方面へ出兵した際の文書とみられる。ここからは、尼子氏が六角方として長期間にわたり出陣している状況が明らかとなる。このような義賢と賢誉の関係を考慮すれば、賢誉の「賢」字は義賢からの偏諱と考えられる。また賢誉の次行「尼子沙弥宗心」は、「沙弥」と法体であるため、賢誉の父かその一族ではないかと推察される。

以上から「佐々木宮内少輔源賢誉」は尼子賢誉であり、法体の

宗心と共に、奉加者筆頭となることが明らかとなった。

第二節 近江尼子氏と多賀地域

尼子氏は京極氏の庶流で、室町時代初頭の京極高氏(道誉)の子高秀の庶子高久に始まる家である。高久の嫡子が近江尼子氏、庶子が出雲尼子氏となった。出雲尼子氏は京極氏被官として京極氏の守護領国である出雲国の守護代となり、次いで將軍直臣の外様衆となり、遂には大名となっていく¹³⁾。近江の尼子氏は、高氏(道誉)から受け継いだ甲良庄内尼子郷を拠点に、將軍足利義持の応永年間に將軍直臣となり、その所領である尼子郷も「一円不輸」として守護不入権を付与された。將軍足利義教期に直臣団が整備されると、近江尼子氏は直臣のなかでも最も家格の高い外様衆に編成された。近江尼子氏は、將軍直臣として度々將軍出向時の供奉を勤めていて、「佐々木宮内少輔国貞」(一四五八年)、「尼子宮内少輔長綱」(一四八六年)等が確認できる。幕府御家人として幕府―守護に対する公役納入責任者となるので、近江尼子氏は国人層に位置づく。永正七年(一五一〇)には將軍足利義尹(義種)から足利義澄討伐のための出陣を御内書で求められ(「佐々木尼子刑部少輔」)、同十七年には、管領の細川高国が近江へ落ちた際、京極高澄への協力依頼を取り次いだのも「佐々木尼子」であった¹⁴⁾。

天文十九年から二十二年にかけて京極高広が六角定頼に反旗を翻したことで、佐和山城、次いで太尾城の攻防となり、浅井氏を

はじめ湖北地方の土豪・地侍は京極方に付いたが、最終的に六角方が勝利した。これにより湖北地方の在地領主は、京極氏ではなく六角氏に服属することとなった⁽¹⁶⁾。この間の尼子氏の動向は不明であるが、天文末期には、近江尼子氏当主と考えられる尼子賢普が六角義賢から偏諱を受け、さらに六角氏へ積極的に情報を提供し、長期の軍事動員にも応じるようになった。

近江尼子氏に関する史料は少ないが、六角義賢期は六点を数えることができる。賢普と多賀地域との関わりを示すのが次の三点の文書である。

【史料4】六角義賢書状⁽¹⁷⁾

(近江國上郡)
多賀庄一円井水儀、以奉行分水可申付候、双方可為等分、少

茂片行儀候者、不寄何時以奉行、幾度 茂 水分所 江 井口於

下半分充順路可申付候、井口 仁 従双方奉行可付置候、聊爾

之儀仕方者、堅可申付候、俵石儀者、追而令糺明可申付候、

恐々謹言、

六月晦日 義賢(花押)

尼子殿 進之候

史料4は、天文二十一〜弘治三年間推定六月晦日付六角義賢書状である。この書状は、犬上郡に属する多賀庄一円の水利に関する争いについて、争う双方に井水が等分に行き渡るよう六角氏が裁定し、その結果を尼子氏へ知らせたものである。多賀庄は、尼子氏が居住する甲良庄尼子郷と同じ郡内にある。義賢が尼子氏へ結果を知らせているのは、この相論に尼子氏が関わっていたため

と考えられる。

【史料5】六角義賢書状⁽¹⁸⁾

(近江國犬上郡)
甲良庄惣懸取之事、近年木朽分水二大少在之由候、先従分木

上之砂を可取由、三郷 江 可遣奉書候、於其上分水相違又者

分木少も損候者、懸取之儀可申付旨、尼子かたへ可被申候、

恐々謹言、

七月廿五日 義賢(花押)

池田宮内承殿

吉田修理進殿

史料5も史料4と同様に、年代は天文二十一〜弘治三年の五年間に絞ることが出来る。犬上郡甲良庄内の分木が朽ち、水量が一定にならないため、まず分木の上の砂を取るよう、甲良庄内の三郷へ六角氏の奉行人奉書で伝えるとし、それでも水量が一定にならない場合や分木が破損した場合、新しく分木を設置することとし、この事を尼子氏へ伝えるよう六角義賢は吉田・池田両氏へ指示した。甲良庄尼子郷を拠点とする尼子氏は、同庄内の水利に関し、尼子氏も利害関係を持っていたと考えられ、これらは多賀庄・甲良庄など拠点周辺での尼子氏の存在感を示す史料である。

【史料6】正覚坊徳好書状⁽¹⁹⁾

(備前書)
「馬場若狭守殿 御宿所 徳好」

去年於栗栖百姓等結水付而喧嘩仕出候間、可有御糾明之由候

処、尼子殿与出入之依御公事下地等不押置候、其内二正寿院

下地壹反相加へ彼下地御請米承候間、荒申候てハ無勿体存

知、御公事□□之間、預り申度由、御理申付而御領掌畏奉
 存候、則先作人分取上、自此方耕作申付□預り申上者、可有
 □所々越候、此等之旨、三河守殿江具御申肝要候、恐々謹
 言、

永徳元
 五月廿六日

徳好（花押）

史料6からは、弘治三年に犬上郡栗栖（多賀町）において百姓
 等が結水で喧嘩となった際、「尼子殿」の公事や下地等の出入が
 ある場所だったので、差し押さえとならなかったことが分かる。
 栗栖は久徳の東隣で、芹川の上流にあたる。近江尼子氏が多賀社
 周辺の土地の下地等諸職を所持してことがわかる。

近江尼子氏関連史料はわずかしかない。しかし天文二十四年前
 後の尼子氏については、梵鐘銘を含め六点確認できた。この頃六
 角義賢から偏諱を受けた尼子賢誉は、六角氏の軍勢動員に積極的
 に参加し、情報を逐一報告するとともに、靈仙山から出没する京
 極方に対処すべく多賀社近くの周辺に軍勢を進めるなど、対立す
 る六角・京極間の最前線にいた。また六角氏が裁定した多賀庄内
 の水をめぐる相論に、六角当主がその結果を賢誉へ知らせる立場
 にあり、尼子氏が拠点とする甲良庄内の水利についても同様であ
 った。多賀社に近い来栖にも尼子氏の公事や下地があった。将軍
 直臣の尼子氏は、六角氏勢力と結びつくことで地域支配を実現さ
 せ、多賀社梵鐘鑄造の筆頭奉加者として立ち現れてきたと考えら
 れる。

第三章 不動院の勧進活動

第一節 天皇・將軍・聖護院門跡・六角氏と不動院

鎌倉期、多賀社は犬上東西両郡の総領守として、郡内の御家人
 等の祭儀奉仕を受けた²⁰。中世における状況は、別当不動院が記し
 た享保十六年（一七三一）九月付江州多賀大社別当不動院由緒を
 基に語られてきた。同由緒冒頭は「多賀大社二往古無僧坊、多賀
 豊後守 兼武家二而 代々為神官之長、三拾六人之神官等社領收納
 之、社辺之諸式執行之（略）、明応三年至り、当国之屋形佐々木
 六角高頼朝臣命多賀豊後守高満、護摩堂一宇、不動坊舎一棟令建
 立之云々」と記す。多賀社には古くは僧坊などなく、武家幕府
 御家人でありながら神官を勤めた多賀豊後守家が神官の長官を務
 め、複数の神官で社領や神事を催行していた。明応三年（一四九
 四）に六角高頼が神官の長である多賀高満に命じて、護摩堂と不
 動坊社を建立させた²¹と伝わる、という意味に解釈できる。戦国
 期、多賀氏は坂田郡の出雲守系が京極高清を、犬上郡の豊後守系
 が京極政高（政経）に付いたとされるが、多賀高満を同時代史料
 で追うことは難しい。また六角高頼生存期に多賀社に発給された
 所領安堵等を含む文書三通（長祿三、明応八、永正八）は、全て
 京極氏の奉行人連署奉書であって、六角氏の支配領域は多賀社の
 ある犬上郡を含まない湖東地域だった²²。江州多賀大社別当不動院
 由緒には、開基祐尊を日野内光の子としているが、江戸時代初

め、日野輝資の子慈性を不動院五世に迎えるにあたり生み出された由緒であることが明らかにされている。⁽²⁴⁾ 六角氏と多賀社との関係は、高頼に続く定頼・義賢父子の代に最も密となり、社領安堵、年始の祝儀、香水・酒肴の贈答があり、義賢は多賀社の古書物・証文の裏打についても承諾している。⁽²⁵⁾ 高頼による不動坊建立という由緒は、その後の六角氏との関係を物語るために仮託されたものと判断される。

「不動院」の初見は、従来、「鈴鹿日記」⁽²⁶⁾ 永享二年（一四三〇）八月九日条の「多賀不動院采女」だとされるが、八月九日の干支を「戊寅」としていて、実際の「丁丑」と違う。他の条文もすべて実際の干支と違う。『史籍集覧』編纂者の近藤圭造（瓶城）は、「行文の配列其の当を失したるもの及誤脱と認めむべきもの少からず」と認めており、「鈴鹿日記」の年月日は信じることができない。⁽²⁸⁾ 「不動坊」の初見は、天文十一年三月十一日付多賀大社修理所衆議定書で坊号を名乗っていたのが、同十九年七月二十四日付不動院祐尊契状以降、「不動院」とでる。「鈴鹿日記」の「不動院」記事も天文十九年以降のものと考えられる。

祐川氏は、「天文十年前後、六角高頼ないし定頼」が、「多賀社の勧進活動に従事していた同宿輩を正規の組織として体系付け、坊舎を建立して拠点を提供した」とするが、六角高頼は永正十七年（一五二〇）に没しているため、定頼による本願設置と考えるべきである。祐川氏の研究に拠れば、多賀社の同宿輩には、六角氏の庇護を受けた四本願（不動院、観音院、成就院、般若院）の

下にいた六角系と、敏満寺内の地藏院を頂点とする敏満寺系に二分されており、実際に縄張り争いがあった。このような背景の上に、天文二十四年銘梵鐘鑄造のための勧進活動があったと考えるべきであろう。

天文十八年（一五四九）五月二十八日、「たか^{（多賀本願）}のほんくわん」祐尊は、聖護院門跡道増の取次で上人号の勅許を得、道増と同道して後奈良天皇と対面を果たす。対面の礼に、祐尊は一〇〇〇疋を朝廷へ進上した。⁽³¹⁾ 上人号の獲得は、天皇が認めた祐尊が行う勧進活動となることを示す。祐川氏が指摘するように、將軍と諸国大名を繋ぐ聖護院門跡の後ろ盾というだけでなく、上人号の勅許を得ることで朝廷のお墨付きを得ることとなったのである。諸国で勧進活動を行うにあたり、天皇・將軍・聖護院門跡・六角氏の協力を取り付けたことは大きかったに違いない。

天文二十四年銘梵鐘は、祐尊の上人号獲得後、初めての大規模な勧進活動⁽³²⁾であり、七六歳の祐尊にとり最晩年の事業でもあった。梵鐘は勧進活動の成果を示す記念碑的意味を持つ。「本願上人祐尊」と刻む梵鐘は、不動院配下の同宿輩の活動により、犬上郡にとどまらず、全国に多賀信仰を信奉する奉加者を募ることができ、実際に多くの奉加者いる状況を示す格好の素材となったものと考えられる。

第二節 不動院の勧進坊主

この梵鐘鑄造が祐尊だけでなく、実際に勧進活動を行った同宿



図2 本殿前の梵鐘
(サントリー美術館所蔵「多賀社参詣曼荼羅」
部分。画像の無断転載禁止)

輩と呼ばれた山伏姿の勸進坊主にとっても記念碑的事業であったことは、梵鐘鑄造に併せて作成されたと考えられる多賀社参詣曼荼羅(サントリー美術館所蔵)から読み取ることができる。大高氏の分析³⁵⁾によれば、「本殿前の札所と思しき小屋内の「山伏」は、「自分の前に箱を置き、その中には祈禱札らしきものが確認できるが、傍らで跪く人物の勸進奉加に対して配布を行っているのであるう。この「山伏」の背後には大きな梵鐘が置かれている」(図2)。不動院祐尊による梵鐘鑄造の勸進活動を画に取り込み、「山伏」による勸進活動を描くことに特別な意図があった」とする。

多賀社参詣曼荼羅は三幅現存し、天文二十四年の梵鐘鑄造時、天正十七年(一五八九)の豊臣秀吉の奉加による本地堂等の社殿

造営時、寛永年間(一六二四—一六四四)の造営時にそれぞれ制作されたと考えられている³⁶⁾。多賀社参詣曼荼羅は多賀社の宝物という扱いではなく、山伏姿の勸進坊主である同宿輩(近世では坊人)が所持し、絵解きしつつ実際の勸進活動で使用した実用的なものであった³⁷⁾。そのため多賀社参詣曼荼羅は、同宿輩(坊人)のものと言える。天文二十四年の梵鐘鑄造時のものは、その後にくく多賀社参詣曼荼羅の最初のものであり、そこに自らの勸進活動の姿と梵鐘を描き込んでいることは、同宿輩にとっても記念碑的事業であったことを示している。勸進坊主による勸進活動無くして梵鐘は完成しなかったであろう。

梵鐘の第三区中段には「小聖」を冠する者が二六名、下段に「小聖」を冠しない者七名を記す。この三三名は、同宿輩と呼ばれる山伏の姿をした勸進坊主と思われる。「多賀信仰を諸国に波及させ、自身の活動拠点である各地の檀那場を廻って、檀家へ多賀社神札、牛玉宝印札等の配布を行っていた者」で、江戸時代には「坊人」と呼ばれた³⁸⁾。梵鐘銘に、奉加者だけでなく、通常の梵鐘銘としては記されることのない「小聖」と冠する勸進坊主や、「小聖」を冠しない勸進坊主の名をも刻み込んでいるのは、不動院に組織された同宿輩と呼ばれた勸進坊主の存在の大きさを示していると言える。

梵鐘銘記載の勸進坊主の筆頭「小聖宮内卿祐賢」は、不動院開基祐尊が永祿三年(一五六〇)に八一歳で亡くなった後、二世院主を務めた祐賢であり、梵鐘鑄造時、四一歳だった³⁹⁾。以下、「常

陸玄甲」「上総玄重」「筑後青原」「上野乗音」「播摩車順」「土佐玄龍」「讃岐定俊」「備後祐玉」「武蔵宗俊」「伊勢正俊」「出雲」「越中□□」「若狭」「丹後真□」「越前行徳」「越後長賢」「和泉慶高」等の国名は、その国に檀那場があるか、檀那形成を目指す檀当国名を冠したもので、国名を冠しない者達は、特定の国の檀那場をもっていない者ではないだろうか。武蔵・伊勢・出雲・和泉は、実際に梵鐘鑄造で奉加者を出した国である。武蔵は宗俊が、伊勢は正俊が、出雲は名前がなく、和泉は慶高が在地の有力者と交渉したものと推察される。檀那場のある、もしくはこれから檀那場を形成しようとする国名を冠しているとすれば、北から常陸・上総・上野・武蔵・越後・越中・越前・若狭・伊勢、南は丹後・和泉・播磨・備後・讃岐・土佐・出雲・筑後と、東北から九州まで広範囲に、同宿輩の勸進坊主は活動していることになる。

天文・永祿期の多賀社の同宿輩には、六角系（不動院、観音院、成就院、般若院の四本願）と敏満寺系（地藏院）の二系統があり、両系統間で勸進の場所をめぐり争いがあった。^⑩そのためこの様な偏りのある分布となったとみておきたい。

なお「上野乗音」と記される「乗音」は、天文十一年三月十一日付多賀大社修理所衆議定書に拠れば、多賀社内「三之宮并聖宮」修理担当者に「乗音」^⑪がいて、「上森中并四屋之橋」の修理も、成就坊・般若坊・観音坊と共に「乗音」が担当している。^⑫この「乗音」と「上野乗音」とが同一人だとするならば、不動院

は、一つの修理所を担当できる能力のある「乗音」を、配下の勸進坊主として取り込み、組織したと評価できる。

おわりに

本稿で明らかになったことをまとめておく。

多賀大社に現存する天文二十四年に鑄造された梵鐘の銘文の読みは、読みの甘さや孫引きによる誤読がみられたが、改めて実見して銘文の確定を行った。この梵鐘は、不動院の初代祐尊が本願となつて鑄造したものであった。ここに百名を超える奉加者を含む人名が記されている。その筆頭に記される「佐々木宮内少輔源賢誉」は、六角義賢ではなく將軍直臣の外様衆に編成された、甲良庄尼子郷を拠点とする尼子賢誉（宮内少輔）であった。そのため「守護級の一族」による奉加により鑄造されたものとは言えなかった。

尼子賢誉は、將軍直臣でありながら、天文末期には六角氏配下としての活動が多くみられた。六角義賢から偏諱を受けた賢誉は、六角氏の軍勢動員に積極的に参加し、情報を逐一報告するとともに、靈仙山から出沒する京極方に対処すべく多賀社近くの周辺に軍勢を進めるなど、対立する六角・京極間の最前線にいた。また六角氏が裁定した多賀庄内の水をめぐる相論に、六角当主がその結果を賢誉へ知らせる立場にあり、尼子氏が拠点とする甲良庄内の水利についても同様であった。多賀社に近い来栖にも尼子

氏の公事や下地があった。將軍直臣の尼子氏は、六角氏勢力と結びつくことで地域支配を実現させ、多賀社梵鐘鑄造の筆頭奉加者として立ち現れてきたと考えられた。

次に、梵鐘が鑄造された天文二十四年段階の本願不動院について検討を行った。多賀社の同宿輩として出入りしていた近江甲賀の飯道寺の祐盛が、熊野本願をも兼ね、兄弟弟子の可能性の高い祐尊が、本山派再建を画策する聖護院門跡の支援により、多賀社本願を配下に置いたのが天文十年前後であった。従来、無批判に利用されてきた享保十六年（一七三一）作成の江州多賀大社別当不動院由緒は、不動院の成立を古く語るものであった。

天文十八年（一五四九）に上人号の勅許を得た祐尊は、勅許を得ることで朝廷のお墨付きを得、諸国で勸進活動を行うに当たり、天皇・將軍・聖護院門跡・六角氏の協力を取り付けた。上人号獲得後、初めての大規模な勸進活動が天文二十四年銘梵鐘鑄造であった。七六歳の祐尊にとり梵鐘鑄造は、これまでの勸進活動の成果を示す記念碑的意味を持った。「本願上人祐尊」と奉加者名を刻む梵鐘銘文は、不動院配下の同宿輩の活動により、犬上郡にとどまらず全国に多賀信仰を広め、奉加者を募り、多くの奉加者を開拓したことを示す。多賀信仰が全国的化しつつある状況を示す、格好の素材が梵鐘銘文だったのである。

このことは、同宿輩と呼ばれた山伏姿の勸進坊主（後の坊人）にとっても同様だった。勸進坊主が絵解きで使用される多賀社参詣曼荼羅が、梵鐘鑄造に併せて初めて作成され、梵鐘は本殿の前に

描き込まれた。そして梵鐘にも勸進坊主の名が刻まれることとなった。勸進坊主には「小聖」を冠する国名が付され、国名が檀那場かこれから檀那場を目指すものとするならば、北から常陸・上総・上野・武蔵・越後・越中・越前・若狭・伊勢、南は丹後・和泉・播磨・備後・讃岐・土佐・出雲・筑後と、東北から九州まで広範囲に六角系の同宿輩の活動が想定できた。

本願不動院祐尊は、天皇・將軍・聖護院門跡・六角氏を背景に犬上郡の総鎮守としての多賀社を、全国的なものとした。その成果を目に見える形として、奉加者名を梵鐘に刻んだ。本願不動院祐尊や勸進坊主にとつての記念碑的事業に、その頃、將軍直臣でありながら六角氏と結びつくことで支配を実現させた近江尼子氏が、筆頭奉加者として登場することとなったのである。

注

- (1) 菊池武①「多賀大社の本願と坊人」〔印度学仏教学研究〕三一―二、一九八三年)、②「本願所の歴史」〔日本歴史〕四六六、一九八七年)。大高康正「中近世における本願の社内定着化」〔山岳修験〕四一、二〇〇八年)。工藤克洋「聖・山伏がうみだした戦国期の本願」〔年報中世史研究〕三五、二〇一〇年)。祐川恵理「近江国多賀社本願の成立と展開」〔豊島修・木場明志編「寺社造営勸進本願職の研究」清文堂出版、二〇一〇年)。
- (2) 祐川、注(1)論文。
- (3) 黒嶋敏「山伏と將軍と戦国大名」(同「中世の権力と列島」高志書院、二〇一二年。初出二〇〇四年)。聖護院道増は准三后となった天文十年以降、本山派再建を本格化させた。

- (4) 『昭和六十年年度滋賀県文化財調査年報』(滋賀県教育委員会文化部文化財保護課、一九八七年)。
- (5) ①『多賀神社史』(多賀神社、一九三三年)。②坪井良平『日本古鐘銘集成』(角川書店、一九七二年)。③『湖東地方の文化財(滋賀県)』(文化庁、一九七五年)。④『多賀大社叢書』文書篇、改訂版(多賀大社社務所、一九八三年)。⑤『多賀信仰』(多賀大社社務所、一九八六年)。⑥『昭和六十年年度滋賀県文化財調査年報』(注4文献)。⑦『お多賀さまへは月まいり』(彦根城博物館、一九九四年)。⑧『新修彦根市史』五、史料編(彦根市、二〇〇一年、六五二号)。
- (6) 二〇二二年八月二十日に調査を行った。梵鐘は多賀大社境内の鐘楼にある。
- (7) ⑨熊谷幸次郎『多賀大社のつり鐘と銘文』(『多賀大社叢書』論説、多賀大社社務所、一九七九年。初出一九七〇年)。⑩木村光伸『梵鐘奉納と武将たち』(『多賀信仰』一九八六年、注5⑤文献)。⑪『多賀信仰とその周辺』(滋賀県琵琶湖文化館、一九九〇年、各個解説)。⑫『多賀の文化財 考古・美術工芸品』(多賀町文化財調査報告書第一集、多賀町教育委員会、一九九一年)。⑬『お多賀さまへは月まいり』(注5⑦文献)。⑭仁木宏『戦国時代の多賀社を信仰した人々』(『新修彦根市史』一、通史編、彦根市、二〇〇七年)。⑮工藤克洋『聖・山伏がうみだした戦国期の本願』(『年報中世史研究』三五、二〇一〇年)。
- (8) 西島「京極氏領国における出雲国と尼子氏」(同『松江藩の基礎的研究』岩田書院、二〇一五年、一五四頁)の追記2では、縦順に人名を読んで「尼子沙弥宗心」「同彦助」「同安久里女」の三人が尼子氏としたが、横に順次配列されているので「同彦助」「同安久里女」は尼子氏ではないため削除し、訂正する。
- (9) 「左京大夫」であることは、『戦国遺文』佐々木六角氏編(村井祐樹編、東京堂出版、二〇〇九年)、七五一・七五六・七六一・七七
- (10) ○号、『寛永諸家系図伝』『寛政重修諸家譜』等を参照。
- (11) 『戦国遺文』佐々木六角氏編、一一二六号。
- (12) 『戦国遺文』佐々木六角氏編、一一二四号。
- (13) 西島「戦国期守護職をめぐる尼子氏と京極氏」(『古文書研究』九二、二〇二一年)。
- (14) 伊藤俊一「南北朝～室町時代の地域社会と荘園制」(同『室町期荘園制の研究』塙書房、二〇一〇年、初出一九九三年)。
- (15) 以上、西島、注(8)論文、および注(13)論文。なお、近江尼子氏は本稿で扱う史料のほか、天正十六年(一五八八)四月の後陽成天皇の聚楽第行幸時、関白豊臣秀吉の前駆左列に「尼子宮内少輔」がいる(『新校群書類従』巻四一所収「聚楽第行幸記」)。近江尼子氏歴代の官途「宮内少輔」であることから、近江尼子氏と考えられ、豊臣期には秀吉配下として存続していた。
- (16) 宮島敬一「浅井氏三代」(吉川弘文館、二〇〇八年)九五～九九頁。
- (17) 『戦国遺文』佐々木六角氏編、一一二三号。
- (18) 『戦国遺文』佐々木六角氏編、一一二五号。「思文閣古書資料目録善本特集」第二三三号(二〇一三年、七〇号文書、一六九頁)の写真で文字の高さを直した。
- (19) 専行寺文書。『多賀町史』別巻(多賀町、一九九五年)所収「専行寺文書」三一―三五に活字があるが、『多賀町史』掲載の文書全ての端裏情報が欠落している。二〇二二年九月六日に調査を行ったが原本による確認ができなかった。ただ同寺所蔵の端裏書を含めた翻刻文の写しより復元した。『多賀町史』上(多賀町、一九九一年)四六三頁。
- (20) 文永六年十月七日付両六波羅探題下知状(『多賀大社叢書』文書篇、改訂版、三号)に「当社者犬上東西郡鎮守也、両郡御家人等、勤祭使、郷民等令勤馬上役等之条先例也」とある。

- (21) 『多賀大社叢書』記録篇三(多賀大社社務所、一九七九年)「多賀観音院古文書卷三」収載、江州多賀大社別当不動院由緒。
- (22) 『改訂近江国坂田郡志』二、滋賀県坂田郡教育会、一九四四年)九編一〇章三節二項多賀氏。二木謙一「故実家多賀高忠」(同『中世武家儀礼の研究』吉川弘文館、一九八五年。初出一九七四年)。
- (23) 宮島敬一「戦国期社会の形成と展開」(吉川弘文館、一九九六年)二七四頁。松下浩「戦国期六角氏権力に関する一考察」(新谷和之編著『近江六角氏』戎光祥出版、二〇一五年、初出一九九四年)。
- (24) 大高、注(1) 論文。
- (25) 『多賀大社叢書』文書篇、三九〇五四号。
- (26) 『改定史籍集覧』第二四冊。
- (27) 祐川、注(1) 論文。
- (28) 「鈴鹿日記」に四か所ある多賀社関係記事の年代は、いずれも後年のものと考えられる。多賀社の社僧の初見とされる延文元年二月朔日条も同様である。なお、川上行蔵「食生活語彙からみた『鈴鹿家記』の史料性について」(『歴史公論』七三、一九八一年)も参照のこと。
- (29) 『多賀大社叢書』文書篇、改訂版、六二号。
- (30) 『多賀大社叢書』文書篇、改訂版、六九号。
- (31) 『御湯殿上日記』天文十八年五月二十八日条。その他、公家との関わりとして、①飛鳥井雅綱の多賀社参詣(天文十四年十一月)、②山科言継の「江州多賀社勸進帳」記入(同十八年十一月)、③言継の「多賀社牛王札」受け取り(同十九年正月)、④言継による「去年勸筆」取次の礼として多賀社宮内卿法師からの受取り(同二十一年正月)などが窺える(『言継卿記』天文十四年十一月三日、同十八年十一月十九日、同十九年正月五日、同二十一年正月十二日各条)。
- (32) 江州多賀大社別当不動院由緒(注21文書)に拠る。
- (33) 天文十一年三月十一日付多賀大社修理所衆議定書(注29文書)に、

「多賀大社勸進坊主修理所事」とある。

- (35) 大高康正①「多賀社参詣曼荼羅考」(『山岳修験』三九、二〇〇七年)。この他、多賀社参詣曼荼羅に関する大高氏の著作に、②「多賀社参詣曼荼羅にみる敏満寺」(『シンポジウム』最盛期敏満寺を復元する)『多賀町立文化財センター編・刊、二〇一〇年)、③「多賀曼荼羅の世界」(多賀大社、二〇二二年)がある。

(38) 大高、注(1) 論文。

(39) 江州多賀大社別当不動院由緒(注21文書)。

(40) 祐川、注(1) 論文。

(41) (42) 注(29) 文書。

〔付記〕

梵鐘銘文調査では多賀大社宮司片岡秀和様、権禰宜龍見將弘様、古文書調査では専行寺住職馬場了祐様の御高配を賜った。記して謝意を表す。